

2023年3月9日  
中国電力ネットワーク株式会社

**消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書  
(離島等供給約款)**

当社は、このたび、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき届出を行なった離島等供給約款(2023年4月1日実施)において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、離島等供給約款〔低圧用〕のⅢ(契約種別および料金)、附則3(口座振替割引契約のお客さまについての特別措置)、附則4(料金前払契約のお客さまについての特別措置)、附則5(低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置)に定める料金率等に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2(燃料費調整)に定める基準単価および別表3(離島ユニバーサルサービス調整)に定める離島基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) III (契約種別および料金) に定める料金率等

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	104.50	9.50
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	72.07	6.55
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	121.09	11.01
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	221.23	20.11
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	320.33	29.12
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	519.55	47.23
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	260.36	23.67
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	244.78	22.25
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	404.86	36.81
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	202.98	18.45
従量電灯A		
最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで	542.07	49.28
電力量料金		
15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	21.46	1.95
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	28.14	2.56
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	30.26	2.75

区分および単位	料金率	消費税等相当額
従量電灯 B		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	431.90	39.26
電力量料金		
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.77	1.71
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.86	2.26
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.73	2.43
時間帯別電灯		
基本料金		
1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,482.30	134.75
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	464.30	42.21
電力量料金		
昼間時間		
最初の90キロワット時までの 1 キロワット時につき	38.31	3.48
90キロワット時をこえ220キロワット時までの 1 キロワット時につき	43.91	3.99
220キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	44.95	4.09
夜間時間		
1 キロワット時につき	30.40	2.76
最低月額料金		
1 契約につき	612.70	55.70

区分および単位	料金率	消費税等相当額
ファミリータイム [プランⅠ]		
基本料金		
1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,472.30	224.75
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	464.30	42.21
電力量料金		
デイトタイム		
1キロワット時につき		
夏季料金	47.48	4.32
その他季料金	42.67	3.88
ファミリータイム		
1キロワット時につき	42.43	3.86
ナイトタイム		
1キロワット時につき	30.40	2.76
最低月額料金		
1 契約につき	612.70	55.70
ファミリータイム [プランⅡ]		
基本料金		
1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,482.30	134.75
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	464.30	42.21
電力量料金		
デイトタイム		
1キロワット時につき		
夏季料金	50.81	4.62
その他季料金	45.68	4.15
ファミリータイム		
1キロワット時につき	45.44	4.13
ナイトタイム		
1キロワット時につき	30.40	2.76
最低月額料金		
1 契約につき	612.70	55.70

区分および単位	料金率	消費税等相当額
電灯ピークシフトプラン		
基本料金		
1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,482.30	134.75
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	464.30	42.21
電力量料金		
ピーク時間		
1キロワット時につき	57.19	5.20
オフピーク時間		
最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	37.35	3.40
90キロワット時をこえ220キロワット時までの1キロワット時につき	42.93	3.90
220キロワット時をこえる1キロワット時につき	44.95	4.09
夜間時間		
1キロワット時につき	30.40	2.76
最低月額料金		
1 契約につき	612.70	55.70
臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8.31	0.76
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	16.58	1.51
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	16.58	1.51
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	165.80	15.07
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	165.80	15.07

区分および単位	料金率	消費税等相当額
臨時電灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで	705.81	64.16
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	33.27	3.02
臨時電灯 C		
基本料金		
契約容量1 キロボルトアンペアにつき	512.71	46.61
電力量料金		
1 キロワット時につき	29.38	2.67
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	99.00	9.00
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	66.57	6.05
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	114.49	10.41
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	209.13	19.01
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	302.73	27.52
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	492.05	44.73
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	246.06	22.37
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	229.38	20.85
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	381.76	34.71
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	190.88	17.35

区分および単位	料金率	消費税等相当額
公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで	510.17	46.38
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	20.18	1.83
公衆街路灯 C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	393.40	35.76
電力量料金		
1キロワット時につき	17.86	1.62
低圧高負荷契約		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,556.53	141.50
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	30.97	2.82
その他季料金	29.64	2.69
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,203.40	109.40
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	15.61	1.42
その他季料金	14.32	1.30
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット1日につき	211.08	19.19
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	18.57	1.69
その他季料金	17.09	1.55

区分および単位	料金率	消費税等相当額
農事用電力A（かんがい排水需要）		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	862.40	78.40
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	11.42	1.04
その他季料金	10.49	0.95
農事用電力B（脱穀調整需要）		
定額制供給の場合		
契約使用期間		
最初の30日まで		
契約電力		
0.5キロワット	3,801.55	345.60
1キロワット	5,507.30	500.66
2キロワット	8,995.11	817.74
3キロワット	12,511.41	1,137.40
4キロワット	14,994.04	1,363.09
5キロワット	17,487.64	1,589.79
30日をこえる1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	37.32	3.39
1キロワット	57.45	5.22
2キロワット	125.60	11.42
3キロワット	191.64	17.42
4キロワット	265.22	24.11
5キロワット	335.58	30.51
農事用電力C（育苗・栽培需要）		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワットにつき		
最初の30日まで	6,632.61	602.96
30日をこえる1日につき	221.08	20.10

区分および単位	料金率	消費税等相当額
低圧季節別時間帯別電力		
基本料金		
1 契約につき最初の3キロワットまで	3,774.65	343.15
上記をこえる1キロワットにつき	1,202.85	109.35
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき		
夏季料金	28.87	2.62
その他季料金	27.15	2.47
夜間時間		
1キロワット時につき	25.80	2.35
深夜電力A		
1 契約につき	3,133.15	284.83
深夜電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	359.85	32.71
電力量料金		
1キロワット時につき	30.40	2.76
第2深夜電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	359.85	32.71
電力量料金		
1キロワット時につき	30.40	2.76
融雪用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
契約使用期間の最初の3月まで	2,545.40	231.40
3月超過	697.40	63.40
電力量料金		
1キロワット時につき	28.67	2.61

(2) 18 (ファミリータイム) に定める電化住宅割引上限額

区分および単位	電化住宅割引上限額	消費税等相当額
	円	円
ファミリータイム [プランⅠ]		
基本料金	3,300.00	300.00
ファミリータイム [プランⅡ]		
基本料金	3,300.00	300.00

(3) 附則3 (口座振替割引契約のお客さまについての特別措置) に定める口座振替割引額

単位	口座振替割引額	消費税等相当額
	円	円
1 契約につき	55.00	5.00

(4) 附則4 (料金前払契約のお客さまについての特別措置) に定める割引額

単位	割引額	消費税等相当額
	円	円
1 需給契約ごと1月につき	22.00	2.00

(5) 附則5 (低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置) に定める割引単価

単位	割引単価	消費税等相当額
	円	円
1 キロワット1時間1月につき	660.00	60.00

(6) 別表2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.953	0.087
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.905	0.173
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.812	0.347
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5.717	0.520
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	9.527	0.866
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	4.764	0.433
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.846	0.259
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5.691	0.517
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2.846	0.259

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.077	0.007
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.154	0.014
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.154	0.014
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.536	0.140
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.536	0.140
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.614	0.147
(ニ) 農事用電力B (脱穀調整需要)		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.404	0.037
1キロワット	0.806	0.073
2キロワット	1.614	0.147
3キロワット	2.420	0.220
4キロワット	3.227	0.293
5キロワット	4.034	0.367
(ホ) 農事用電力C (育苗・栽培需要)		
契約電力1キロワット1日につき	2.904	0.264
(ヘ) 深夜電力A		
1契約につき	21.23	1.930

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで	3.680	0.335
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.245	0.022
(ロ) 従量電灯 B、臨時電灯 C、公衆街路灯 C、 低圧電力、臨時電力および農事用電力		
1 キロワット時につき	0.245	0.022
(ハ) 時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯 ピークシフトプラン、低圧高負荷契約、低 圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第2深夜 電力および融雪用電力		
1 キロワット時につき	0.212	0.019

(7) 別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) に定める基準単価

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 深夜電力A		
1 契約につき	0.110	0.010
ロ 時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピ ークシフトプラン、低圧高負荷契約、低圧 季節別時間帯別電力、深夜電力、第2深夜 電力および融雪用電力		
1 キロワット時につき	0.001	0.000